

ふくほう後見制度支援預金規定

後見制度支援預金（以下、「この預金」という。）は、預金等共通規定および普通預金規定の定めるところに加え、以下の規定によりお取扱いいたします。

1. 利用対象者

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年後見人または未成年後見人（以下、「後見人」という。）に対し、福井家庭裁判所（支部を含む）が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届け出る預金者の後見人が行うものとします。
- (3) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、福井家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (4) この預金の利用を開始する場合は、当行所定の手数料を当行に支払うとともに、指示書に記載された預入金を申込口座に入金するものとします。

2. 預金種類

普通預金（決済用普通預金を含む）

3. お申込みについて

- (1) この預金は、インターネット支店を除く福井県内の店舗にてお申込みいただけます。すでに被後見人の方のお取引がある場合、お申込はお取引店に限ります。
- (2) 福井家庭裁判所の発行した指示書に基づき、お申込みいただけます。

4. ご利用について

- (1) この預金へのご入金以外のお取引は、口座開設店のみにてお取扱いいたします。
- (2) この預金へのご入金は、インターネット支店を除く福井県内の店舗にてご利用いただけます。
- (3) 福井家庭裁判所の発行した指示書に基づき、ご利用がいただけます。
なお、この預金へのご入金については指示書の提出は不要です。

5. 取引方法に係る特約

- (1) この預金は、後見人が指示書を添付のうえ当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を口座開設店にて行うものとします。
 - ①この預金口座からの払戻し
 - ②この預金口座からの定額自動送金の設定および変更
 - ③この預金口座の解約
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過、その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

6. 各種お取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ①キャッシュカードの発行
- ②ATMを利用した預入れ・払戻し
- ③インターネットバンキング・アプリバンキングのご利用
- ④この預金口座からの各種料金等の自動支払および給与・年金・配当金等の自動受取のご利用

- ⑤マル優（少額貯蓄非課税制度）のご利用
- ⑥投資信託や公共債（特定口座）等の資金決済口座としてのご利用
- ⑦口座開設店以外でのお引出し（口座開設店のみでお引出ができます。）

7. 届出事項に変更等があった場合の取扱い

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については当行は責任を負いません。

	事由	届け出る者
①	通帳または届出の印章の喪失	後見人
②	預金者の住所、その他の届出事項の変更	後見人
③	後見人の選任および資格喪失	後見人
④	後見人の印章、住所その他の届出事項の変更	後見人
⑤	預金者の死亡の事実	後見人または預金者の相続人
⑥	預金者の後見開始取消審判の確定	預金者または後見人
⑦	預金者が未成年者であった場合、成年となった事実	預金者

8. 解約について

- (1) この預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳およびお届け印を持参のうえ、当行に申出てください。ただし、次に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。
 - ①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
- (2) 次の各号に該当する場合には、当行は本預金契約を解約できるものとします。なお本項による解約を行った場合、解約事由とともに福井家庭裁判所に報告させていただくことがあります。
 - ①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
 - ②この預金口座の残高が、本規定5. (1) ②の定額自動送金が1回の金額に満たなくなったとき
 - ③普通預金規定第7条第2項により解約する場合
 - ④法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

9. 適用条項

- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。
- (2) この規定と普通預金規定が抵触する場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

10. 規定の変更

- (1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。